

令和3年箕輪町告示第176号

箕輪町公用車の貸出しに関する規則をここに公布する。

令和3年12月1日

箕輪町長

白鳥政徳

箕輪町公用車の貸出しに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町民団体等の公益活動を支援するため、町が所有する公用車を公務に支障のない範囲において貸出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象車両)

第2条 貸出すことができる公用車(以下「貸出公用車」という。)は、次に掲げる種類の公用車とする。

- (1) 青色回転灯パトロール車
- (2) ダンプ付き軽トラック
- (3) 凍結防止剤散布機付きトラック
- (4) 畜舎消毒車
- (5) その他町長が特に必要と認める公用車

(貸出対象者)

第3条 貸出しの申請をすることができるものは、自主的な公益活動(営利、宗教、政治活動等を目的とするものを除く。)を行う次に掲げる町内の団体とする。

- (1) 箕輪町交通安全協会
- (2) 箕輪町事務嘱託員設置規程(昭和47年箕輪町訓令第4号)に定める区及び組
- (3) P T A、保育園の保護者会等の教育関係団体
- (4) 箕輪町教育委員会に登録されている社会教育登録団体
- (5) 箕輪町社会福祉協議会登録のボランティア団体
- (6) その他町長が特に必要と認めた団体

(使用目的)

第4条 貸出公用車の貸出しは、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 町内の防犯パトロール又は交通安全等の啓発活動に使用するとき。
- (2) 町内の道路、河川、公園、学校その他公共施設等の美化及び清掃活動等に使用するとき。
- (3) スポーツ大会、文化祭、イベント等で使用するもので、町及び社会福祉協議会等で貸し出す備品等の運搬に使用するとき。
- (4) その他町長が特に必要と認める目的に使用するとき。

(使用区域)

第5条 貸出公用車を使用できる区域は、箕輪町内とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出日)

第6条 貸出公用車は、箕輪町の休日を定める条例(平成元年箕輪町条例第33号)第1条第1項に規定する日に貸し出すものとする。ただし、青色回転灯パト

ロール車については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
(貸出時間)

第7条 貸出公用車の貸出時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、青色回転灯パトロール車は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めた場合は、この限りでない。
(使用申請)

第8条 貸出公用車を使用しようとする団体の代表者（以下「申請者」という。

）は、貸出しを受けようとする日の1月前から3日前までに、箕輪町貸出公用車使用許可申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）に貸出公用車を運転する者（以下「運転者」という。）の運転免許証の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第9条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、許可書を申請者に交付するものとする。この場合において、町長は、申請者に対し、管理上必要な条件を付することができるものとする。

(使用の取消し等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）に対し、貸出公用車の使用許可を取消し、貸出公用車の返還を命ずることができる。

(1) 災害等の緊急で、かつ、やむを得ない事由により、貸出公用車を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 運行上その他の事情で貸出公用車に支障が生じたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により、使用の許可を受けたとき。

(4) この規則又は使用の許可の際に付した条件に違反したとき。

(5) その他町長が使用することが適当でないとき。

(転貸等の禁止)

第11条 使用者は、貸出公用車を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

(貸出し及び返還)

第12条 貸出公用車は、原則として定められた保管場所から貸出しを行い、返還するものとする。

2 貸出公用車を2日以上にわたり使用する場合は、使用日ごとに、貸出公用車を所定の場所に返還するものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

3 使用者又は運転者（以下「使用者等」という。）は、貸出公用車の使用を終えたときは、貸出公用車に備え付けてある運転日報への記載及び清掃を行い、検査を受けなければならない。

(使用料及び燃料)

第13条 貸出公用車の使用料は無料とし、燃料は、町が負担するものとする。

(交通事故の処理)

第14条 運転者及び同乗者は、交通事故が発生したときは、法令上の処置を取るとともに、直ちに次の各号に定める順位により、事故処理を行うものとする。

- (1) 第1順位 負傷者の救助処置及び救急車の要請
- (2) 第2順位 道路上の障害物の除去及び2次的事故の防止措置
- (3) 第3順位 所管の警察署への通報
- (4) 第4順位 目撃者の確保及び現場状況の記録
- (5) 第5順位 事故相手方の連絡先等の確認
- (6) 第6順位 町への事故状況の報告

(事故等の届出)

第15条 前条第6号に規定する報告は、箕輪町貸出公用車事故届出書(様式第2号)により、使用者が町長に届け出るものとする。

- 2 使用者は、当該事故に関し、町が契約している保険加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく提出するものとする。
- 3 使用者は、貸出公用車をき損し、又は亡失したときは、遅滞なく箕輪町貸出公用車き損等届出書(様式第3号)により町長に届け出るものとする。

(損害賠償)

第16条 使用者等は、事故等により第三者に損害を与えたときは、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、自賠責保険及び任意保険の約款等に基づき、町及び保険加入先と処理方針等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決しなければならない。

- 2 使用者等は、交通事故等を起こした場合、町が加入している自動車保険で補填されない部分については、使用者等の責任において、損害賠償を行わなければならない。
- 3 使用者等は、交通事故以外で貸出公用車をき損し、又は亡失したときは、使用者等の責任において現状に復し、又は町に対し損害賠償を行うものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。